令和５年１月 18 日

郡市区等医師会　　御中

大阪府医師会
（公印省略）

母子保健法施行規則の一部を改正する省令の公布及び母子保健法施行規則
第七条の厚生労働大臣が定める様式の一部を改正する件の告示について

平素より本会事業の推進にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記について、別添のとおり、日本医師会より通知がありました。

本通知は、今回の改正により母子健康手帳の省令記載事項様式等の改正（相談窓口に関する情報の追加等）を行い、令和５年４月１日から施行すること、あわせて母子健康手帳の任意記載事項様式についても見直したことをお知らせするものです。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員医療機関へご周知賜りますようお願い申し上げます。

【参　考】

日本医師会メンバーズルームから別添文書の閲覧が可能です。

https://www.med.or.jp/japanese/members/bunsyo/data3/kenko2/2022ken2_1943.pdf

※ユーザー名とパスワードでのログインが必要です。

ユーザー名：会員 ID（日医刊行物送付番号）の 10 桁の数字（半角入力）です。
宛名シール下部に印刷されている 10 桁の数字です。

パスワード：生年月日の「西暦の下２桁、月２桁、日２桁」を並べた６桁の数字（半角入力）です。

【担当事務局】
大阪府医師会地域医療１課（担当：小川）
TEL: 06-6763-7012　FAX: 06-6766-2875